

## 修業年限で卒業できないことの確定基準

### 作新学院大学女子短期大学部 学則（抜粋）

#### （修業年限及び在学年限）

第6条 本学の修業年限は2年とする。ただし学生は4年を超えて在学することはできない。

2 本学則第34条第1項の定めに基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限とする。

3 第1項の定めに関わらず、長期履修学生は6年を超えて在学することはできない。

#### （卒業の認定）

第28条 学長は、本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の卒業を認定するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

#### （長期にわたる教育課程の履修）

第34条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

#### （学生納付金）

第35条 本学の入学検定料、入学料、授業料等は別表第2のとおりとする。

2 学業優秀及び経済的に困窮すると認められるときは、授業料等を免除することができる。

3 前項の免除については別に定める。

4 修業年限を超えて在学する学生については別に定める。

#### （授業料の納付）

第36条 授業料等毎年納入すべき学費は、学年の始めに納入するが、授業料については、前期（4月）及び後期（10月）の二期に分けて年額の2分の1ずつ納入する。

2 授業料は、前期分を納入するときに後期分を併せて納入することができる。

3 特別な事情があると認められる者は、延納を認めることがある。